

新旧対照表

【ポリエスチル短纖維に対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成 14 年 7 月 26 日財関第 598 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>不当廉売関税が課されるポリエスチル短纖維の納税申告の方法      令第 2 条《税率》に定める税率による不当廉売関税が課される特定貨物（令第 1 条《課税物件》に規定する特定貨物をいう。以下同じ。）の納税申告（関税法第 7 条第 1 項《申告》に規定する申告をいい、特例申告（同法第 7 条の 2 《申告の特例》に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る指定貨物にあっては特例申告をいう。）については、「輸入（納税）申告書」（C-5020）（特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告書）の 2 欄を使用して、次のように行わせるものとする。</p> <p>1 ~ 4 （省略）</p> <p>5 輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。）を利用して輸入（納税）申告される場合には、上記の規定にかかわらず、「電算関係税関業務事務処理要領」により取り扱うこととする。</p>	<p>不当廉売関税が課されるポリエスチル短纖維の納税申告の方法      令第 2 条《税率》に定める税率による不当廉売関税が課される特定貨物（令第 1 条《課税物件》に規定する特定貨物をいう。以下同じ。）の納税申告（関税法第 7 条第 1 項《申告》に規定する申告をいい、特例申告（同法第 7 条の 2 《申告の特例》に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る指定貨物にあっては特例申告をいう。）については、「輸入（納税）申告書」（C-5020）（特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告書）の 2 欄を使用して、次のように行わせるものとする。</p> <p>1 ~ 4 （同左）</p> <p>5 海上システム及び航空システムを利用して輸入（納税）申告される場合には、上記の規定にかかわらず、「海上運送貨物及び航空運送貨物電算関係税関関連業務事務取扱要領（税関事務編・税関手続編）」により取り扱うこととする。</p>